

社会福祉法人 両沼厚生会
役 員 等 報 酬 規 程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人両沼厚生会（以下「当法人」という。）「定款」第8条、第9条並びに第23条、第24条に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないこととする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け法人業務を行う場合、下表のとおり費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員等の場合には支給しない。

区 分	旅 費					宿 泊 料	
	鉄道	船	航空	車	日当	甲地方	乙地方
理 事 監 事 評議員	社会福祉法人両沼厚生会 旅費規程に基づき支給			1 km 5 0 円	5,000 円	13,100 円	11,800 円

(改 廃)

第4条 本規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

1. この規程は、平成29年 6月22日より施行する。